



かみごおり

議会だより



No. 50

平成16年8月1日発行

●発行 上郡町議会 ●編集 議会広報調査特別委員会

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地 ☎(0791) 52-3512 FAX(0791) 52-6650



七夕飾り(高田幼稚園)

6月定例議会

- 条例改正・補正予算
- 決議・請願・同意
- 委員会の活動
- 合併特別委員会報告
- 一般質問

11	7	4	...
3	3	3	...
15	10	7	3
P	P	P	P
P	P	P	P

こんなことが決まりました

報告・条例改正・補正予算・請願・決議・同意

第三百六十二回定例議会

第三百六十二回定例議会が、六月十五日から二十一日までの7日間の会期で開催され、陳情一件、請願二件、規約改正（兵庫県市町村退職手当組合）一件、特別条会計の一部改正一件（老人保健医療事業）、予算の補正など、原案どおりすべて可決しました。

一般質問では五名の議員が質問に立ち、町政の問題点などを質しました。また、上郡町の最高責任者である町長として、町政の施政方針などに一貫性がなく、最高責任者としての自覚も乏しく、今後、町行政の適切な執行が期待できないなどの理由により、辞職を求める勧告決議案が提出され、賛成多数で可決しました。

条例改正

上郡町非常勤消防団員等に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、上郡町非常勤消防団員に係る退職報

償金の支給に関する条例の一部改正であり、勤務（在職）年数及び階級などに関係なく一律二千円アップの改正であります。

ります。



▲消防団・操法競技会

予算の補正

※繰越明許費とは？
年度内に支出（事業）が終わらないことが見込まれる時、事業名や繰越額および財源内訳などを明記し、議会の承認を得て翌年度に繰り越して使用できる予算です。

平成十六年度一般会計で主なものとして、特別会計老人保険医療事業への繰出金二千七百九十七万九千円の増額補正であります。

また、特別会計では老人保

平成十五年度の
繰越明許費

健医療事業の平成十五年度事業実績に伴うもので、三千三百四十九万六千円追加するものです。

財政調整基金の残高

この度の予算補正により、財政調整基金の現在高は一億五千三百四万円となりました。

財政調整基金とは
非常事態に備えて、蓄えておくべき町の預貯金のこと



▲有害鳥獣防護柵

決

議

付託審査報告（請願）

総務・文教常任委員会

播磨科学公園都市内
に公立幼稚園新設を
要望する件

監査委員再任

上郡町監査委員の中谷尊一

安則眞一上郡町長の解職を求める勧告決議

六月の定例議会において、町長の解職を求める勧告決議が賛成多数により可決されました。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件

採択

本請願の趣旨 義務教育にかかる経費負担については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇三」において、「平成十八年度末までに国庫負担金額の一般財源化について所要の検討をおこなう」としている。

一・上郡町における行政の最高責任者としての自覚が乏しく、政治的調整能力が欠如している。

二・上郡町政の施政方針に一貫性がなく、自己決定、自己責任の認識が薄く、町民への説明責任が果たされていない。

三・上郡町長として、隣接する市町をはじめとする関係官署との良好な関係の維持が確保できず、今後の上郡町行政の適切な執行が期待できない。



▲小学校職員室

制度として、義務教育水準を維持するために不可欠な制度である。現行の負担制度を堅持し、教員とともに学校運営を円滑に進めるために重要な役割を果たしている学校事務

職員、栄養職員を同制度の対象から除外しない旨、政府等

関係機関に対し、意見書の提出を求める。

当委員会において、慎重審議した結果、町の財政負担が増加するとと思われるところから、本請願を採択することに決しました。

ノの広域性を考慮して、ここで働く誰もが利用できる0歳児～3歳児の保育、4～5歳児のための二年保育ならびに、延長保育が必要であり、若い世代にとって経済的にも負担の少ない公立の保育園・幼稚園の早期新設を要望する。

当委員会では、播磨科学公園都市の成熟度、都市内の動向も参考にすべきとの意見が出され、引き続き審査することとし、継続審議といたしました。

本請願の趣旨 播磨科学公園都市として、地元住民はも

ちろん、上郡町・新宮町・三日月町の三町にまたがるテク

付をもつて任期満了となり、四月に開催された臨時議会において、引き続き同氏を選任いたしました。

安則眞一上郡町長の解職を求める勧告決議

氏が平成十六年五月二十六日付をもつて任期満了となり、四月に開催された臨時議会において、引き続き同氏を選任いたしました。

継続

住所 神戸市垂水区西舞子二丁目十二番五十四
氏名 中谷 尊一
昭和十四年十一月六日生
児童の保育、四～五歳児のための二年保育ならびに、延長保育が必要であり、若い世代にとって経済的にも負担の少ない公立の保育園・幼稚園の早期新設を要望する。



中谷 尊一氏

当委員会では、播磨科学公園都市の成熟度、都市内の動向も参考にすべきとの意見が出され、引き続き審査することとし、継続審議といたしました。

おわびと訂正

議会だよりNo.49（3月定例会）の2ページ表中（下段）の平成16年度一般会計の総支出額79億9400万円、特別会計国民健康保険（直診勘定）事業の支出額8億8549万円の誤りがありました。
おわびして訂正いたします。

改善進まぬピュアランド運営

総務・文教常任委員会

平成十五年度町税収納状況について 平成十五年度決算見込み及び利用状況について

四月末現在、徴収税額は、
二十三億九十四万円、徴収率

は九十一・九%、前年同期に
比べ一・一%の増。

国民健康保険税の徴収税額
は、四億千四百十四万三千円、
徴収率は七十九・一%で、前
年同期に比べ一・七%減。
なお、徴収専門員による平
成十五年度分徴収実績は、千
七百二万六千円。

決算見込み歳入は一億三千
九百三十万円で前年度比九・
七%の減。歳出金額一億七千
二百七十三万円を引くと三千
三百四十三万円の赤字となり、
一般会計より三千四百九十万
円繰り入れとなっている。

納税組合補助事業の 廃止

平成十六年度をもって廃止
になるので、納付書は全て郵
送とします。

平成十六年度の事業 概要（教育委員会）

人で前年度比十一・六%の減、
レストラン利用は一万三百八
十人で対前年度比六%増とな
っている。

・高田陽光保育園の改修のた
め、平成十六年八月から十二
月までの五ヶ月間、赤松幼稚
園大枝分園を町有財産の有効
活用として、暫定的に貸し付
ける申請を文部省に行つてい
る。

平成十六年度事業計 画について

三月～五月は肉食べ放題、
五月～七月シルバープラン・
ホタル鑑賞を例年通り実施し
ている。

・パソコン通信教育では、ハ
ワイやアメリカ・ワシントン
州の高校とのボイスメールの
交換を行つていて、
・体験教育では、開かれた学
校づくりの一環として、地域
のボランティアを招き学校・
家庭・地域が一致協力して取
り組むいきいき学校応援事業
や中学二年生を対象に勤労体
験を通して労働の尊さを学ぶ
トライアルウイークを実施し
ている。



▲ピュアランド

- ・各小・中学校にミニアートギャラリーを設置し、絵画の
レプリカの展示を行う。
- ・国際教育では、外国青年を

社会教育関係の主な事業

民間開発に伴う与井廃寺の発掘調査を五月二十四日から実施している。

社会教育費では、中央公民館の老朽化に伴う大ホール照明設備の取替え及び電気配線工事、公民館整備事業として、岩木丙公民館、丹東公民館の下水道接続工事を予定している。

文化財調査では、落地飯坂遺跡の発掘調査を実施しており、本年度は最終年度を迎えるが、前期調査では、遺跡内南東部及び周辺の確認調査を後期では、古代山陽道の確認調査を予定している。



▲中央公民館・大ホール照明設備

下水管添架工事七十%進む

土木・水道常任委員会

人権教育では、本年度、赤松校区が本指定、梨ヶ原校区が準指定となっている。

施設の改良については、艇庫のボートの購入、総合体育館照明設備改修工事、温水ブール塗装工事、公共下水道接続工事を予定している。

廃園となつてある旧赤松幼稚園の有効利用として、昆虫民族資料館を開設する為姫路市在住の相坂耕作氏より借用の申し出があり、地元自治会に相談した結果、その方向で法的手続きをを行っている。

石堂ほ場整備は、第二期分二・一haの整備を行います。ほかに、地籍調査（竹万）や治山（尾長谷）工事も着工します。

なお、大酒二号線・走り上り線は繰り越し事業として進めています。

説明会を開く予定

本年三月に策定した「町営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、六団地（高嶺・霞ヶ丘・旭ヶ丘・緑ヶ丘・安室ヶ丘・東町）と建替え建設予定地の竹万自治会を対象に説明会を開きます。

本年度の事業は、駅前区間移転七件、区画道路新設三路線及び側溝工事を予定しています。

竹万区画整理については、道路新設工事、建物移転三件を予定しています。

第一期事業の期限は、平成十七年三月二十五日です。進捗状況は、調整池についてはほぼ完了し、区画内の土砂の盛土を行っています。排水関係の構造物等については、六月から施工しており、工事の進捗率は、十一・五%です。

第一期、約百四十基を整備

墓地公園整備事業は、面積二・一haで、墓地総面積五百十三区画を計画しております。

第一期事業の期限は、平成十七年三月二十五日です。進捗状況は、調整池についてはほぼ完了し、区画内の土砂の盛土を行っています。排水関係の構造物等については、六月から施工しており、工事の進捗率は、十一・五%です。

本年度の土木事業計画は、

調査を実施していく予定です。

町道鍋倉二号線（鍋倉）及び山野里船坂線（山野里）など

の道路新設と宿中野線（中野）走り上り線（山野里）などの

継続事業が主なものです。

計画変更、五ヶ年延伸

駅前土地区画整理事業計画変更については、昨年度に国に申請しており、現在、協議中です。内容については、施工期間及び補助期間をそれぞれ五ヶ年延伸するものです。

これにともない、事業費を十億八百万円を増額し総事業費は七十六億千四百万円となります。

墓地公園整備事業は、面積二・一haで、墓地総面積五百十三区画を計画しております。

第一期事業の期限は、平成十七年三月二十五日です。進捗状況は、調整池についてはほぼ完了し、区画内の土砂の盛土を行っています。排水関係の構造物等については、六月から施工しており、工事の進捗率は、十一・五%です。



駅前区画整理事業

公共下水道事業完了 間近か

水管橋を撤去予定

公共下水道事業は、平成十七年度供用開始を目途に工事を進めております。

水道事業は、拡張事業として高度浄水施設整備（大枝新の土木建築工事、取水施設及び電気計装設備等を予定してあります。

あゆみ橋下水道管添架工事については、約七十%が完了しています。



▲下水管添架工事（あゆみ橋）

平成十五年度の運営については、年間百二十六万七千二百八十九人の輸送で、約四%

智頭急行の運営状況について

開業日は火・木・土・日曜
日で午前十時からとなつてい
ます。

尚 運営については自主運営であるが、施設（旧本多薬局）の改造で町の活性化の一環として取り上げ一部を町が補助しています。

いっては、施設のみが対象で国
が五十%・県が六%以内とな
っている。又、商工会などと
の関係については今後調整し
ていきます。

全体施設予定計画は、直壱
施設・加工施設・体験施設を
計画している。尚補助金につ

平成十八年四月の開設に向けて取り組んでいきます。全体施設予定計画は、直壱

樂房同心コーナー施設を三段階
けて楽房まんじゅう（番茶・
モロヘイヤ入り）として製造
販売をしています。

て 楽房円心施設について

平成七年より高齢重度身体障害者、重度身体障害者、乳幼児、母子家庭及び父子家庭などの医療受給対象者が入院されたときの助成事業として取り組んできたものであるが、県が行財政改革の一環として平成十六年十月一日より助成制度を廃止するため、上郡町入院生活福祉給付金支給規則を廃止するものです。

入院生活給付金支給 規則の改正

の増客となつであります
智頭線開業十周年（開業平
成六年十二月三日）となり、
記念誌の発刊と記念事業を計
画されていてますが、イベント
等の内容及び会場などについ
ては今後検討されます。

An illustration of a whole watermelon at the top right and two slices of watermelon with seeds on a plate below it.

厚生・経済常任委員会

食と悠久の郷づくり計画進む！

訪問看護ステーション事業

公営墓園事業について

上郡町訪問看護ステーションが六名のスタッフで、平成十六年四月に開設され、利用状況については対象者十九名で九十二回の訪問看護を実施しました。

尚、夜間及び休日については、当番制により携帯電話等で保健師、看護師に連絡ができる体制をとっています。

は、当番制により携帯電話等で保健師、看護師に連絡ができる体制をとっています。

それぞれの事業については定着しつつあり、十六年度においてもかなりの利用増加が見込まれます。

これらの制度についてさらに町民への周知をして、有効に活用されるように、再度検討していただきたい旨の申し入れをしました。



▲墓園造成工事

会長職辞任発言は軽率すぎる

平成十六年三月三十一日(水)開催

合併協議会の報告について

第五回相生市・上郡町合併協議会が平成十六年三月二十五日に上郡町役場第二庁舎で開催され、電算システム関係事業、合併協議会事業計画、平成十六年度予算などが承認された。

当委員会での議論及び意見

委員 法定協議会の席上で会長職（上郡町長）を辞任したいと発言されました。議会などに相談もなく言われたのか。又、会長を受けた以上は責務をまつとうすべきではないか。変わった心境を聞きたい。

町長 自分自身（町長）の意と反するものがあり、会長としてふさわしくないと判断のもどである。尚、副会長（相生市長）とも相談していく。

委員 町長は、町の代表として責任上いかがなものか。非常識も極まりない。

町長 協議会を進めることには何も反対はしていないし、協議会を潰す気はありません。

委員 会長を受けられたときも特別委員会で了解したものであることを認識されていない。又、会長としての手法などについてを追求しているのではない。法に基づくものであるのに、あまりにも軽率すぎる。

町長 自分の意志を伝えたかった。

委員 会長たる役務は、意見（気持ち）などを述べることではなく、常識的に最後までスムーズな運営に尽くすことが責務である。上郡町にとつては重大なことであり、背任行為に等しい。辞任についての発言は、相生市・赤穂市さんにも失礼である。

委員

会長職並びに事務局の位置などについて当初に協議して決定したことである。過ぎたことは元にもどらないので、次回の協議会で訂正してほしい。

町長 わかりました。

当委員会において、会長（上郡町長）より次回の法定合併協議会で発言の訂正をし、引き続き会長職を続けるとの結論に至った。

合併協議会の一本化について

委員 住民投票条例の関係については、議会へ四月十四日までに付議しなければならないことになつており、住民投票を実施するならば、資料の提供、説明時期などのスケジュールを早めにお願いしたい。

町長 次回の特別委員会に提出する予定にしている。

委員 現在合併協議会の進み具合のバランスが取れていなが、それで的確な情報が提供できるのか。

町長 赤穂市との協議会の再開については、四月中旬にお願いしている。

委員 臨時会（四月十三日開催予定）で、住民投票条例案が賛否どちらであつても赤穂市との協議会は再開されるのか確認したい。

町長 お願いをしている。

当委員会において、次回（四月五日）に開かれる委員会対応の内部調整と資料等の提出を申し入れた。



住民投票は三者折衷に

平成十六年四月五日(月) 開催

一市一町合併協議会設置の件について

町長 現在は二つの協議会を一本化することが先決であり、現実的に無理であると考えている。

住民直接請求による住民投票に関する条例(案)の件について

住民による条例制定請求書の提出がなされた。町民の意思を確認し、民意を尊重した選択をすることによつて、目的、投票日、投票の方式などの条例案及び施行規則等について説明を受けた。

当委員会において、投票の方式で相生市か赤穂市となつてゐるが、合併しないも追加し、三者折衷に。又、投票資格を十八歳に引き下げるべきとの意見を添えた。

退席は非常識である

平成十六年五月六日(木) 開催

合併協議会の報告について

第六回相生市・上郡町の合併協議会が平成十六年四月二十二日に相生市総合福祉会館で開催された協議会の冒頭の挨拶で、安則会長より、このまま相生市と協議会を進めていくことについては、上郡町民に対し、理解は愚か、十分な説明ができないとの考え方を表明され、議事進行を副会長に任せるとして突如退席された。その後、急遽谷口副会長が議事進行され、新市の



▲義士祭（赤穂市）



▲ペーロン祭（相生市）

事務所の位置については、分庁方式を基本とするなどが確認された。

当委員会での議論及び意見



▲赤穂市・上郡町合併協議会



▲相生市・上郡町合併協議会

委員

相生市・上郡町合併協議会の席上、突然会長を放棄して議事運営を混乱させた責任をどのように考えておられるのか。

ご迷惑をおかけした相生市長・協議会委員傍聴されておられた多くの住民に対しどのように対処されるのか。今後二つの協議会をどのようにされようと思われているのか説明いただきたい。

町長 退席した件につきまして皆さんにご迷惑をおかけしたことは事実でございます。このまま相生市と進めるることは町民の理解を得ることができない。先の臨時会において、住民投票条例の否決、赤穂市との合併協議会からの離脱決議がありました。私が、私の考え方としては、基本的に赤穂市と進めるべきとの考えをいたしております。

委員

住民投票条例の否決、赤穂市・上郡町合併協議会からの離脱決議は地方自治法や条例に基づき適正な手順で行つたにもかかわらず、結果が町長の意にそぐわないとして協議会を退席されたことは非常識である。

町長 このまま進めることは、町民の理解を得ることができない、責任がもてないと判断致しまして退席しました。

委員

合併協議会には、規約というものがあります。内容は町長が提案されたものであり、ものごとすべて条例・規則にそつて行われています。

会議が終了し、その他の中で考え方を表明され、退席されるものなら納得もできますが、一方的に退席されたことは、規則に反した行動で、町長としてとる態度ではないし常識もない。今後、どのように条例・規則を尊重し、やつていかれるのか。会長は公人です、公私混同もはなはだし、何も理解をされていません。規則に違反されているのだから、全員に謝つたり、責任をとつてほしい。

町長 私の基本スタンスは、町民に理解を得られることです。考え方がすべて正しいとは思っていません、しかし、あのようない行動を取らざるを得なかつた。又、まちがつた行動とは思つていいない。赤穂市との協議会を再開する努力をしたいと思います。相生市には、私の立場を十分説明したいと思います。

委員

相生を凍結する指示を出され、今後、どのような方法施策を考えているのか。

町長

赤穂市との協議会を再開するよう働きかけるとともに相生市との進め方については、幹事会で協議させていただきます。

委員

赤穂市との協議会は、一つに絞るまでは再開できませんと言われておりますが

町長

助役・幹事会メンバーにお願いしたいと思っている。

委員

本当に合併が必要であれば、どのような方法でされるのが、もし間に合わなければ誰がその責任をとるのかお聞きしたい。

町長

民意を反映しない状況で合併すれば失敗すると思います。

委員

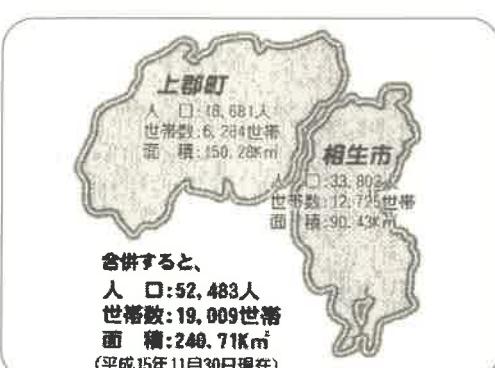
私の対応の過程でそうなれば私の責任です。

委員

議会解散リコール成立の場合、合併は可能か。

町長

そうなれば難しいと思います。



▲合併協資料より

一市一町合併協議会設置について

相生市・上郡町・三日月町の合併協議会設置請求が六百十九人の署名でもつて提出されております。理由として一市二町で切迫した広域的な行政課題が今のところない、歴史・文化、生活圏での繋がりが現状では薄い。又、現在二つの協議会が立ち上がっている現状の中で、新たな協議会の設置には無理がある。

相生をなぜ凍結するのか

合併協議会の報告について

平成十六年六月一日(月)開催

尚、赤穂市に対しても再開を申し入れている。

相生を何の支障もないのに、なぜ凍結するのか。

委員 赤穂が難しい状況であります、上郡町にとつて何がベターカで判断したい。

委員 今の状況で期限内の合併が間に合うのか。具体策は。

町長 努力をしたい。又、早く閉ざされた赤穂のドアを開きたいために混乱を招いているように思うが。

委員 合併の手段としては、議会が決めるか、住民投票で決めるしかないと思う。それぞれの意見もあるが、町長が決断しないで済まされないと困る。

委員 具体案は今言えないが、早く考えねばと思っている。

町長 町長の言動には一貫性がない。はつきりした納得いく 답변をしてほしい。

委員 二つ立ち上げることは後々問題を起こすと判断して、意見書を付けて出したものです。又、赤穂市との状況については努力していきますが、相生について進めることは町民の理解を得るには難しいと判断して事務作業を凍結しています。

委員 相生との協議会を進めることは、町民の理解が得られないとはどう言うことか。根拠は。

町長 住民投票条例案、直接請求による住民投票条例案など否決された状況の中で相生市との事務を進めること、又相生市の人口予測などのデータと、市のかかえている問題も含めて住民の理解を得られない材料であると思っていて。

委員 町長は合併に向けて努力して行くと言われていますがどんなことを努力されるのか具体的に聞かせてほしい。

町長 私のスタンスとしては赤穂との合併を実現したいのでドアを開ける努力をしたい。

委員 相生市との協議会を欠席及び凍結された理由。又、今後協議会をどのように進めようとしているのか。

町長 私は合併については前向きに考えておりますが、住民の意向を無視した合併は問題がある、住民投票条例案の否決、赤穂市との協議会離脱の決議等の状況の中で相生市との協議会だけを進めることは、上郡町民の理解が得られないとの判断のもと退席した経緯がある。

四月二十二日の協議会で申し上げた理由と同じ考え方で欠席しました。連絡については、前日連絡がとれず、当日助役経由で連絡しております。



▲開けゆくテクノ



▲テクノ（小学校・県民局・スプリング8）

—町政を問う—

一般質問

協議会での退席の理由は意に反すると判断した

得なかつたということです。



阿部 昭 議員

議会と町長と同日選挙で町民に信を問い合わせませんか。

答

上郡の状況に対して町長としてどういうふうに対応するかということにつきましては私自身として考えさせていただきたい、阿部議員から言

問 相生市との合併協議会は五回迄順調に進んできたが六回目の時突然退席、ボイコットをされた。会長職にありながらこの様な行動を起した事は許される事ではありません。

相生市、上郡町、五万千名の人々に対する裏切り行為でありその理由を求めます。

答 私が考えるような状況にならない、意に反するような状況判断から相生市との協議を進める事は町民の理解が得られないという判断から事務の一元化も凍結させてもらつた相生市さんにもいろいろご迷惑をおかけしたことについては私もいますが私としてはそういう行動をとらざるを

問 町民の署名に依る議会解散リコールで七千七百名の方が署名されました。町民の声は重要視しなければいけません、私も出處進退は潔くしたいと考えております。ただし相生市との協議会での行動や発言等を通して、来年三月迄の合併は不可能になつてきました。両市町の人々に対しての町長の責任は重大です。

この際町長への辞職勧告決議案を再考されて自ら辞職され我々議会と同日選挙を行い、町民に判断をゆだねたらどうかと思いますがいかがでしょうか。



▲会長空席の協議会

われたから、そうです。と言

うことではなくて私の出處進展について私は私が判断をさせていただきます。

—町政を問う—

一般質問

町長職の価値基準は

町の為に尽くす



藤本 祐規 議員

- 問 ここ最近の町長らしからぬ行動や言動は不愉快である。相生との合併協議会の途中退席は現実逃避と言わざるを得ない。その理由を「赤穂との合併を望む町民に理解が得られないから」としている。これではまるで、赤穂との合併を望む人のみを町民と考え、相生との合併を望む人の存在を無視していると言わざるを得ない。
- 答 上郡を代表する町長職の価値基準はどこに置いているのか。その資質についてもお聞きする。
- 問 ここ最近の町長らしからぬ行動や言動は不愉快である。相生との合併協議会の途中退席は現実逃避と言わざるを得ない。その理由を「赤穂との合併を望む町民に理解が得られないから」としている。これではまるで、赤穂との合併を望む人のみを町民と考え、相生との合併を望む人の存在を無視していると言わざるを得ない。
- 答 理解が得られるよう努力が必要であると思う。
- 問 途中退席が町民の理解を得ているとお思いか。
- 答 退席が相生に失礼だったという感は持っている。
- 問 相生は当然ながら一番失礼なのは町民に対してだとう認識はないのか。

答 途中退席や合併協議会事務の一方的な凍結の行動は、私の考え方で行動した。資質については任期中の行動により町民の審判を仰ぐ。

問 途中退席は、赤穂を希望する方や町長の後援会からの助言があったのか。

答 これまでの過程から私の判断で行った。

問 自らの判断という事は、行政職の長として職員に職務を進める上で、町民の理解を得る事が難しく、大きな壁にぶつかった時にはどう対処するよう指導するのか。

答 理解が得られるよう努力が必要であると思う。

問 途中退席が町民の理解を得ているとお思いか。

答 退席が相生に失礼だったという感は持っている。

答 今まま進め方が問題であり、町民に対して失礼といふよりも理解が得られる対応だと思っての行動である。応だと谢罪するべきでは。

答 今の状況で適切と思ふので御理解いただきたい。町長は赤穂が対等合併であると言うが、状況が進むうことでは。

答 基本的な項目が違うといふ事は問題視すべきで、いつたん御破算になると思う。



▲町長執務

—町政を問う—

一般質問



工藤 崇 議員

給食の具体的な方針を明確に

町外に発信できる内容にしたい

合併問題、一度立ち止まって考えるべき

問 三つの合併協議会の並立を解消し、町民とともに、まちづくりの論議を。

答 相生市、赤穂市に統いて、議会が三つ目の協議会の設置を決めた。工藤議員も反対したように、私も「三つの立ち上げは町の職員や財政負担、現状から現実的でない」との意見書を提出。

問 町の合併資料に、合併すれば、六十八億円ほどの歳出かし「削減が可能」とある。しかし「削減をしなければならない」というのが本質である。

答 「合併する」「しない」どちらを選んでも財政は苦しくなることを町民に説明するべき。

問 同居のお年よりなどにも補助制度の拡大を

答 個々のケースの判断は難しい。今年度は制度の浸透と内容の充実を図りたい。

しかし、町長は、「自分の意見書で修正が出来る」として議会に住民の案を提案した。これは町長として認識不足ではないか。

連合自治会代表から「町長が再度、住民投票条例案を出し、事態の收拾を」との提案を断ったのはなぜか。

答 工藤議員の言うとおりだが、とらえ方によつては「削減できる可能性がある」とも取れる。

問 給食センター建設の進捗は。
答 平成一八年度に着手予定。
用地交渉も進んでいる。
今後、無農薬野菜の使用や、
アレルギー児童への対応、老人給食配達などを研究。

「給食事業をして本当によかつた」と、子どもやお年寄りに喜んでいただき、町外にも発信できる内容にしていきたい。

一つに絞ることが必要

学校・老人給食の公約実現を

問 給食センター建設の進捗は。議会が三つ目の協議会の設置を決めた。工藤議員も反対したように、私も「三つの立ち上げは町の職員や財政負担、現状から現実的でない」との意見書を提出。

問 町の合併資料に、合併すれば、六十八億円ほどの歳出かし「削減が可能」とある。しかし「削減をしなければならない」というのが本質である。

答 「合併する」「しない」どちらを選んでも財政は苦しくなることを町民に説明するべき。

問 同居のお年よりなどにも補助制度の拡大を

答 個々のケースの判断は難しい。今年度は制度の浸透と内容の充実を図りたい。

タクシー料金補助の拡充を



▲外出支援タクシー

—町政を問う—

一般質問

一市一町の合併は町民の願い

今後話し合いをする予定



三浦 康弘 議員

合併問題

問 赤穂市、上郡町合併協議会の今後の方向性は。

答 第四回の協議会以降、赤穂市との合併協議会は中断しており、赤穂市議会に改めて協議継続を特別委員会で決定された。協議会の再開に向けて努力をしてまいる所存です。

問 相生市、上郡町合併協議会の今後の方針又、相生市長からの退席、公用欠席の回答を求められた質問書について。

答 早くこの状況を抜け出す様に解決策を講じていきたい。
退席、公用欠席については、

協議会をそのまま進める事は町民の理解を得られないという理由で欠席をさせて頂いた。

問 相生市、上郡町、三日月町合併協議会の設置について

問う。

答 六月二十三日に打ち合せ会があり、立ち上げていくという中で、今後どういうふうな運営をしていくかというのを協議させていただきたいと思っております。

行財政改革の一環

問 十七年度の予算も非常に厳しくなってくると思うが、今後どの様に考えておられるのか。

答 来年度の予算を組む時非常に厳しい状況で又、三位一体の改革、税源移譲もはつきりしない中、苦しい状況は確

かで、合併さえすればいいと
いう事でなくて、上郡町の将来にとつて、どういう事を物事の基準においていかを考
えていきたいと思っております。



▲行政の改革を目指して

—町政を問う—

一般質問

期限内に合意できるのか

難しいが努力していく



小寺 政広 議員

公に行うべきだ

JRに草刈りの要請

赤穂市については、幹事会を開くことで話し合っている。相生市との協議が、町長の指示で止まっていますが、その理由は何なのか。

問 相生市との協議が進みますと後戻りができないとなると

答 相生市との協議が進みますと後戻りができないとなると

後援会から依頼があつて、私の考え方を述べた。問題はないと思つてている。

問 上郡町の将来にとって、

答 上郡町の将来にとって、

本年度も関係自治会と協議を行つており、JRに強く要請していきたい。

問 JR線路敷地内の草木が伸び放題になり、景観をそこ

伸び放題になり、景観をそこ

な沿道の交通や通学の障害にもなり沿線住民も困惑して

いる。JRへの働きかけを要請する。

問 町長は、合併は「二市一町が理想である。優遇措置は受ける」とつねづね述べ、合併相手として赤穂市を主張し推進してきましたが、現状のままでは赤穂市との合併は、期限内に間に合わない恐れが出てきています。

答 このような中で、協議会を再開させ、来年三月の期限内に合意できる具体的な方針はあるのかお尋ねします。

答 町民が、そうだと了解できるようなことで物事を進めないと問題が生じるであろうと考えています。

非常にむずかしい状況にあることは確かで、その中で糸口を見つけなければと思つて



▲JR敷地内

議会活動報告(3月～6月)

3月	2日	国保運営委員会 合併調査検討特別委員会
	4日	全員協議会
	5日	兵庫県市町村職員退職手当組合議会
	6日	知事と語る会
11日		総務文教常任委員会 厚生経済常任委員会
12日		中学校卒業式 合併調査検討特別委員会
13日		老人大学千種川学園閉講式
16日		都市計画審議会
19日		各幼稚園卒園式 環境保全審議会
		農業委員会
22日		全員協議会 広報調査特別委員会
23日		各小学校卒業式
25日		相生市・上郡町合併協議会 社会福祉協議会理事会
29日		月例出納検査
30日		河鹿橋竣工式
		土木水道常任委員会
31日		合併調査検討特別委員会
4月	5日	広報調査特別委員会 合併調査検討特別委員会
	8日	全員協議会
	9日	議会運営委員会
10日		交通安全町民パレード
13日		臨時議会
15日		広報調査特別委員会
20日		農業振興審議会
21日		農業委員会 全員協議会
22日		相生市・上郡町合併協議会 社会福祉協議会
26日		土木水道常任委員会
30日		月例出納検査

5月	6日	老人大学千種川学園開講式 合併調査検討特別委員会 全員協議会 西播磨議長会研究会
	10日	社会福祉協議会研修
	12日	西播磨行政協議会 西播磨議會議長会幹事会
	13日	議会運営委員会
	15日	連合自治会長総会
	17日	臨時議会 合併調査検討特別委員会
18日		臨時議会 赤穂郡議員協議会総会
19日		農業委員会
20日		商工会総会 人権文化推進協議会常任委員会
24日		社会福祉協議会 月例出納検査 川まつり実行委員会
26日		(社)相生・上郡シルバー人材センター通常総会
27日		相生市・上郡町合併協議会
29日		納税組合総会
31日		厚生経済常任委員会 地域水田農業推進協議会
6月	2日	総務文教常任委員会 土木水道常任委員会 合併調査検討特別委員会 西播磨地域づくり懇話会
3日		西播磨議長会総会
4日		人権文化推進協議会総会
5日		消防操法大会
6日		花と緑の協会役員総会及び緑化推進協議会総会 都市計画審議会
7日		評議員会及び県町議會議長会総会
8日		議会運営委員会

※主な議会活動は、以上のとおりです。

9月定例議会のお知らせ

9月15日(水)10時開会

議事・一般質問 補正予算など

多数の方の傍聴をお願いし
ご案内いたします。

予定

“あなたの声”を 募集 お聞かせ下さい。

内 容：身の周りのできごと。

議会・行政へのご意見。

あて先：議会事務局・広報委員会まで

(住所・氏名・年齢を記入の上投稿をお願いします。)

合併する市町村に不公感がなく、一体的な町づくりなどをするための資金とする借り入れ金であります。

合併特例債とは

来年三月を目途に合併を進めている中、わが上郡町の実情は、住民より議会解散請求が出されています。このまま住民投票が実施され、議会の選挙となれば来年三月の法定期限内の合併が困難となり合併特例債の利用もできなくなることが予想されます。

編
集
後
記